

現三田市民病院跡地活用事業者選定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「現三田市民病院跡地活用事業者選定支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

現三田市民病院跡地活用事業者選定支援業務委託

(2) 業務の目的

新統合病院移転後の現三田市民病院の跡地の活用（以下「跡地活用」という。）については、令和6年7月に「現三田市民病院跡地活用基本方針」を策定予定（素案：別添資料1）であり、活用方法の検討を進めている。その中で跡地活用を行う事業者の選定に向けた公募資料一式の作成、事業者選定委員会（第三者委員会を予定）の開催、および優先交渉権者との協定書等の締結等に必要な支援業務を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「現三田市民病院跡地活用事業者選定支援業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下の2点とする。

①事業者選定に向けた課題整理及び公募要件等の作成について

跡地活用事業者選定については、公募にあたっての課題の把握、さらには本市が目指す跡地活用を具現化するための様々な要件や手法を整理したうえで、公募要領等を作成する必要があります。

そこで、技術提案を求める特定テーマの1点目は下記のとおりとする。

- ・跡地活用に向けた課題の把握とその解決に向けた方策について
- ・上記を踏まえ、本市が目指す跡地活用を具現化するための公募要領の作成について

②「現三田市民病院跡地活用事業者選定委員会」の運営等について

本業務においては、跡地活用の事業者公募に係る一連の手続き（事業者選定委員会における公募要領等の決定、事業者選定等）、さらには事業者選定後の基本協定等の締結に向けた様々な事務等の支援を求めることとなります。

そこで、技術提案を求める特定テーマの2点目は下記のとおりとします。

- ・事業者選定委員会の運営（跡地活用事業者公募中の手続きも含む）についての考え方について
- ・事業者選定後の基本協定書締結に向けた取組み体制について（弁護士等の配置人数等）

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年8月29日(金)

2. 予算

委託料の見積限度額は、25,589,000円(消費税及び地方消費税を含む)
〔年度割上限額〕令和6年度…21,070,000円、令和7年度…4,519,000円

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	実施公告	令和6年4月26日(金)
(2)	質疑提出期限	令和6年5月10日(金)17時必着
(3)	質疑回答期限	令和6年5月15日(水)(市ホームページ掲載)
(4)	参加表明書提出期限	令和6年5月20日(月)17時必着
(5)	参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	令和6年5月27日(月)
(6)	技術提案書提出期限	令和6年6月17日(月)17時必着
(7)	技術提案書審査 (プレゼンテーション)	令和6年6月25日(火)※詳細は別途通知
(8)	プロポーザル審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5. 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 基本的要件

- ①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<入札等参加資格者名簿に未登録の者がプロポーザル参加のための確認書類>
※追加資料の提供を求める場合があります。

①商業登記履歴事項全部証明書
②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） ※滞納がないことが確認できること
③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※最新1年分の決算数値がわかるもの
④印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第3号に該当しない者であること。

(2) その他要件

過去10年以内（平成26年4月26日から令和6年4月25日）に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

なお、本業務において「同種」とは、回復期医療をはじめとした医療・福祉分野の導入を前提とした跡地活用事業者選定支援業務であることを示し、「類似」とは、公共施設等の跡地活用事業者選定支援業務であることを示す。

6. 説明会の開催

実施しない。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書により下記(3)のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）17:00 必着

(3) 提出先

三田市総合政策部地域医療推進課

メールアドレス：chiikiiryo@city.sanda.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、三田市からの回答期日は、令和6年5月15日（水）17:00とする。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①参加表明書（様式1）	各1部
②会社概要・業務実績（様式2）	
③業務実施体制（様式3）	
④管理・主任技術者の経歴等（様式4）	
⑤管理・主任技術者の業務実績（様式5）	

※様式4の「管理技術者」は業務責任者を、「主任技術者」は業務主任者を指す。

(2) 留意事項

- ①法人及び予定技術者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、過去10年間（平成26年4月26日から令和6年4月25日）において、同種・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。
なお、予定技術者との雇用関係を証明する書面（健康保険証等、記号番号等特定に係る部分は黒塗りすること。）を併せて提出すること。
- ②業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制（様式4）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を第三者に委託することはできない。
- ③共同企業体での参加はできないものとする。
- ④記載した業務実績について、契約書又はTECRIS等の写しを提出すること。
また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ⑤様式5及び6については、様式4「業務実施体制」に記載した予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和6年5月20日（月）17:00必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。（郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先

三田市総合政策部地域医療推進課
（送付先等は「15. 問合せ先」を参照）

9. 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

その場合の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和6年5月27日（月）付の郵送で行い、併せて電子メールを送信する。

(3) その他

参加資格を有する者が5者以上あった場合は、本要領「12. 審査基準等」の（1）技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。ただし、同評価の提出者が2者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

10. 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書（様式6）	各12部 （正本1部、副本11部）
②業務の実施方針・実施フロー・工程表（様式7）	
③特定テーマに対する技術提案（様式8）	
④見積書（様式任意）	

(2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ②様式8を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、実施方針、実施フロー、工程表の項目毎にA4用紙2枚若しくは、A3版1枚で提出することもできるものとする。
- ③本要領「1. 業務概要（4）」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマにつき指定様式4枚までとする。
※A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできるものとする。
- ④見積書には、仕様書等に記載された全ての業務の見積額を記載すること。

(3) 提出期限

令和6年6月17日（月）17:00 必着

(4) 提出方法

持参または郵送に限る。(郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市総合政策部地域医療推進課

(送付先等は「15. 問合せ先」を参照)

11. プレゼンテーション

(1) 開催日時

令和6年6月25日(火) 13:00～

(2) 場所

三田市民病院 会議室棟講堂

(3) 出席者

予定管理技術者を含め3人以内とする。

(4) その他

- ①プロジェクター及びスクリーンは市において用意する。
- ②プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分、質疑応答30分とする。
- ④プレゼンテーションの際に、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、プレゼンテーション資料を12部用意し、当日のプレゼンテーションの場で配布するものとする。

12. 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (25点)	法人業務実績	法人として、過去10年間において本業務と同種または類似の業務の実績を有しているか。	10点
	業務担当予定技術者の実績・能力	管理技術者及び主任技術者として、過去10年間において本業務と同種または類似の業務の実績を有しているか。	5点
	業務担当予定技術者の実績・能力	専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことが期待できる業務担当予定技術者であるか。	5点
	本業務の推進体制	業務担当責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、本計画策定に向けた万全の体制として期待できる体制であるか。	5点

(2) 技術提案書を特定するための基準

分類	評価項目	評価内容	配点
提案内容等 (30点)	全体的な提案内容	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	10点
	市民病院跡地活用事業者選定に対する認識	現在の社会情勢や新たな社会潮流、の最新動向を踏まえた提案となっているか。また、本市の現状や特有の課題について理解した提案となっているか。	10点
	市民病院跡地活用事業者選定作業の工程	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体性・実現可能性があるものとなっているか。	5点
	提案手法	意思決定支援として代替案の提示、複数案比較や先行事例調査等を主体的に行えるか	5点
プレゼンテーション (10点)	業務担当予定技術者の説明	理解しやすい資料構成になっているか。業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	5点
	取組意欲	業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	5点
特定テーマに対する企画提案 (20点)	事業者選定に向けた課題整理及び公募要件等の作成について	課題の把握とその解決に向けた方策の検討にあたり、適切な手法が用いられているか。	10点
		跡地活用を具体化するためのプロセスが明確であるか。	
見積書 (15点)	見積金額	「現三田市民病院跡地活用事業者選定委員会」の運営等について	10点
		基本協定書等の作成体制（弁護士等の配置人数等）が整っているか。	
		見積金額による評価	15点

(3) その他

同評価の場合の優先項目は、次のとおりとする。

- ①分類「提案内容等」の合計得点が高い者
- ②分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ③参加見積書の金額が低い者
- ④上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定する。

13. 技術提案書選定方法・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

14. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者(管理技術者及び主任技術者)は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ③審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ④見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ⑤本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。

- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合等は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15. 問合せ先

〒669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1、三田市民病院7階
三田市総合政策部地域医療推進課
電話：079-565-8620、FAX：079-565-8633
Email：chiikiiryoy@city.sanda.lg.jp